



特定非営利活動法人日本モーツァルト協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「特定非営利活動法人日本モーツァルト協会」(以下、協会といいます)と称します。欧文では、Japan Mozart Society ジャパンモーツァルト ソサイエティと表記します。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を東京都渋谷区東1丁目4番1号におきます。

(目的)

第3条 協会は、モーツァルトとその音楽に関心を持つ人に対して、演奏会および講演会等の開催を通じて鑑賞及び研究の機会をつくり、その音楽の普及と発展に寄与することを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 協会は、特定非営利活動促進法、第2条第1項に定める活動の「6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」および「11. 国際協力の活動」を行います。

(事業の種類)

第5条 協会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行います。

- (1) 定期コンサート、特別演奏会等の開催事業
- (2) 講演会等の開催事業
- (3) 国際交流に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 協会の会員は、次の二種とし、正会員を以て特定非営利活動促進法(以下「法」といいます)上の社員とします。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 協会の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 モーツァルトとその音楽を愛好する満10歳以上の者は、誰でも所定の入会申込書を理事長に提出して、正会員となることができます。

2. 正会員は、会員番号として、モーツァルトのケッヘル番号にちなむK番号を取得することができます。但し、会員数が626名を超えている時は、K番号に代えT番号が入会順に付され、K番号に欠員が生じたとき順次K番号を取得します。
3. 理事長は、第1項による入会を認めないときは速やかに、理由を明らかにし、書面で本人にその旨を通知しなければなりません。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会(以下、総会といいます)で定められた入会金及び会費を納入しなければなら

りません。

2. 生徒・学生はその旨を申し出て、学生証を提示することにより、入会金及び会費が軽減されます。(各種学校は除く)

(正会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 会費を納入せず、また催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は所定の退会届を理事長に提出し、任意に退会することができます。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができます。

- (1) この定款等、協会の定め違反したとき。
- (2) 正会員の言動が協会の体面を損ない、品位を汚し、秩序を乱したとき、若しくはその虞があるとき。
2. 前項の定めにより正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該正会員に弁明の機会を与えなければなりません。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 いかなる場合もすでに納入した入会金、会費は返還しません。

第3章 役員

(役員の種類別と定数)

第13条 協会に次の役員を置きます。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とします。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は総会において選任します。

2. 理事長は、モーツァルトとその音楽を愛好し、クラシック音楽全般にも造詣が深い有識者にして、真に協会の代表者たるにふさわしい人を理事会が選任します。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはなりません。
4. 副理事長は理事会において選任します。
5. 監事は、理事または協会の職員を兼ねてはなりません。
6. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、協会の役員になることができません。

(役員の仕事)

第15条 理事長および副理事長は協会を代表します。理事長は業務を総理します。



2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときはその職務を代行します。
3. 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、協会の業務を執行します。
4. 監事は次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況の監査。
 - (2) 協会の資産および会計の状況の監査。
 - (3) 前二号による監査の結果、協会の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大なる事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況、又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とします。ただし再任を妨げません。

2. 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残りの期間とします。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければなりません。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、解任することができます。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。
2. 前項の定めにより役員を解任する場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければなりません。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができます。

2. 役員に対しては、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができます。
3. 前二項について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長がこれを定めます。

第4章 会議

(会議の種別)

第19条 協会の会議は総会および理事会の2種とし、総会は通常総会および臨時総会とします。

(総会の構成)

第20条 総会を協会の最高意思決定機関とし、正会員を以って構成します。

(総会の権能)

第21条 総会は、協会の以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 正会員の除名
- (4) 事業計画および予算並びにその変更
- (5) 事業報告および決算
- (6) 役員を選任もしくは解任、職務及び報酬
- (7) 入会金および会費の金額
- (8) 長期借入金ほか新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属先
- (10) 事務局の組織およびその運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催するものとします。

2. 臨時総会は次の場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認めて招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号に基づき総会を招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集します。

2. 前条第2項第1号及び第2号による請求があったとき、理事長はその日から14日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は出席した正会員の中から選出します。

(総会の定足数)

第25条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席で成立します。

(総会の議決)

第26条 総会は、第23条第3項に定める予め通知した事項に限り、議決することができるものとします。ただし、出席正会員の過半数の同意がある時は、予め通知していない事項を議決できるものとします。

2. 総会の議事は出席正会員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等とします。

2. 総会に出席できないときは、予め通知された事項について書面もしくは電磁的方法で表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任できるものとします。
3. 前項の定めにより表決した正会員は、前二条の



定めの適用については出席したものと見做します。

4. 総会の議決について特別の利害関係がある時は、その議決に加われないこととします。

(総会の議事録)

第28条 総会は次の事項を記載した議事録を作成し、事務局が保管します。

- (1) 開催の日時と場所
- (2) 正会員の総数、出席正会員数、書面または電磁的な方法による表決がある時はその正会員数
- (3) 議長の氏名
- (4) 審議事項
- (5) 議事の概要と議決の結果
- (6) 議事録署名人2名の選任に関する事項
 2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名、押印または署名しなければなりません。
 3. 正会員から請求があった場合、遅滞なく議事録を開示しなければなりません。

(理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成します。

(理事会の権能)

第30条 理事会はこの定款に定める事項のほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関すること
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること

(理事会の開催)

第31条 理事会は次の場合に開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、理事会の目的とする事項を記載した書面又は電子メールにより招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は理事長が招集します。

2. 理事長は前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければなりません。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければなりません。
4. 理事会は理事総数の過半数の出席により成立します。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は理事長がこれに当たります。

(定例理事会)

第34条 削除

(理事会の議決)

第35条 理事会の議決事項は第32条第3項の定めにより、予め通知した事項とします。但し出席した理事全員の同意があるときは、この限りではありません。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

(緊急時の対応)

第35条の2 理事長又は理事長の指名する理事(以下、本条では「理事長」といいます)は、業務執行上、緊急の対応が必要と判断する事項が生じた場合に限り、理事会を開催することなく、理事総数の過半数の同意を得て、同事項に関する業務を執行することができます。

2. 前項の同意は、予め通告された期日までに書面又は電子メールによってこれを行わなければなりません。
3. 理事長は、第1項に基づき業務を執行した場合、その後最初に開催される理事会において、以下の事項を報告しなければなりません。

- (1) 理事総数の過半数の同意を得た日及び業務を執行した日
- (2) 執行した業務の内容及びその緊急性
- (3) 業務執行に同意した理事数及びその氏名

(理事の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等とします。

2. やむをえない理由で出席できない理事は、予め通知された事項については、書面により表決に参加することができ、この場合出席したものと見なします。
3. 議決事項について特別の利害関係を有する理事は、その事項の表決に加わることはできないこととします。

(理事会の議事録)

第37条 理事会は次の事項を記載した議事録を作成し、事務局が保管します。

- (1) 開催の日時と場所
- (2) 理事の総数、出席理事数及び氏名、書面表決がある時はその旨
- (3) 議長の氏名
- (4) 審議事項
- (5) 議事の概要と議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名、押印または署名しなければなりません。
 3. 正会員から請求があった場合、遅滞なく議事録を開示しなければなりません。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費



- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産1種とします。

(資産の管理)

第40条 協会の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 協会の会計は、法第27条の各号に掲げる原則に従って行います。

(会計の区分)

第42条 協会の会計区分は、特定非営利活動に係る事業会計とします。

(事業年度)

第43条 協会の事業年度は毎年7月1日に始まり、翌年の6月30日に終了します。

(事業計画及び予算)

第44条 協会の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会および総会の承認を経るものとします。

(暫定予算等)

第45条 やむをえない理由により予算が編成できないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができるものとします。

2. 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とします。

(予備費)

第46条 削除

(予算の追加および更正)

第47条 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができます。

(事業報告及び決算)

第48条 協会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けて、総会の承認を得なければなりません。

2. 決算上、剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越します。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金その他新たな義務の負担、若しくは権利の放棄をする時は、総会の議決を得るものとします。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、且つ法第25条第3項に規定する事項については、所轄官庁の認証を得なければなりません。

2. 定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければなりません。

(解散)

第51条 協会は次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利事業活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併若しくは破産手続開始の決定
- (5) 所轄官庁による設立の認証の取り消し

第8章 公告

(公告の方法)

第52条 協会の公告は、協会が発行する会報に掲載すると共に、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、協会のホームページにおいて行います。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 協会の事務を処理するために事務局を設置します。

2. 事務局に事務局長および必要な職員を置きます。事務局長及び職員の任免は理事長が行います。
3. 事務局の組織及び運営に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

第10章 雑則

(細則の制定)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めます。

(附則)

1. この定款は、この法人成立の日から施行します。
2. この法人の設立当初の役員は別表のとおりとします。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の定めにかかわらず、この法人の成立の日から平成13年9月開催の社員総会の終結の日までとします。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の定めにかかわらず、この法人の成立の日から平成13年6月30日以降までとします。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによります。
6. この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の定めにかかわらず、次に掲げる額とします。



- (1) 入会金 10,000円
(2) 年会費 40,000円
ただし学生会員は(1)(2)共に半額とします。

(別表) 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	海老澤 敏
常務理事	清水 香苗
理事	村上 紀典
監事	近藤 剛可

(附則)

この定款は令和元年11月19日から施行します。